

会津若松市議会議長 田 澤 豊 彦 様

議会運営委員会委員長	渡 部 誠一郎
政策討論会第 1 分科会委員長	目 黒 章三郎
政策討論会第 2 分科会委員長	小 林 作 一
政策討論会第 3 分科会委員長	長谷川 光 雄
政策討論会第 4 分科会委員長	石 田 典 男
議会制度検討委員会委員長	土 屋 隆
広報広聴委員会委員長	松 崎 新

次期の議会への申し送りについて（依頼）

標記の件につきまして、平成 23 年 2 月 18 日に議会運営委員会が、平成 23 年 2 月 15 日に政策討論会各分科会が、平成 22 年 12 月 2 日に議会制度検討委員会が、平成 23 年 2 月 24 日に広報広聴委員会が、次期の議会へ申し送るべき事項を下記のとおりそれぞれ機関決定しましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、下記事項に関する詳細について記載しました別冊資料を添付いたしますので、合わせて申し送りくださいますようお願いいたします。

記

I 議会運営委員会の申し送り事項（平成 23 年 2 月 18 日・議会運営委員会で決定）

1 予算及び決算の審査のあり方について

(1) 委員会の形態 ～「予算決算常任委員会」

① 予算及び決算の 2 つを所掌すること

政策形成サイクル上、予算審査は政策決定に、決算審査は政策評価に、それぞれ該当するが、政策決定及び政策評価を有機的に連動させるためには、予算及び決算を同一の機関で審査することが望ましい。

② 特別委員会ではなく、常任委員会とすること

特別委員会は、議決で設置し、付託案件の審査・調査等が終了すれば廃止する性格のものであるが、上記のとおり、政策形成サイクルとして予算（政策決定）及び決算（政策評価）を位置付けていることから、常任委員会として、継続的な活動を可能にしようとするものである。

(2) 委員会の定数・構成

① 基本的に全議員参加型とすること

【検討課題：委員に就任しない範囲】

委員に就任しない範囲は、先進事例では、A 議長のみ（三重県議会）、B 議長及び監査委員（茅ヶ崎市議会等）の2つが見られる。当市議会の現行の決算特別委員会には監査委員は就かないこととされているが、今後の予算決算常任委員会では別途検討が必要である。

② 分科会を設置すること

分科会の所掌は縦割り常任委員会（現行では4委員会）の所掌と同一とすること。

【検討課題：委員会の円滑運営のための他の組織】

三重県議会では、委員会の円滑運営のために「理事会」を設置しているが、本市議会についても、今後の具体的な制度設計の中で、その必要性も含めて検討する必要がある。

(3) 議案付託

① 予算議案及び決算議案ともに、予算決算常任委員会に一括付託すること

② 詳細審査は、分科会で行うこと

【検討課題：予算決算常任委員会と現行の常任委員会との関係の整理】

予算決算常任委員会には、予算議案及び決算議案を付託することは明白であるが、一方、予算に関連する議案及び決算に関連する議案については、関連の有無及び程度の選別基準の研究も含めて、いずれの委員会に付託するかについては別途検討が必要である。

(4) 審査方法

政策形成サイクルの有効運用の観点から、決算審査の結果を予算編成と予算審査に反映し得る制度設計を基本視点とする。

① 予算審査

【検討課題：予算の審査方法】

予算審査の方法については、上記(3)のとおり、予算の一括付託及び分科会での詳細審査が基本となるが、さらに具体的な審査方法については、現行の本会議での総括質疑の評価も踏まえ、予算決算常任委員会全体での審査と分科会での審査との関係なども含めて、整理・検討していく必要がある。

なお、参考事例として、三重県議会の審査・調査の方法を示す。

ア) 審査の基本フロー

委員会総括質疑 → 分科会での部別審査 → 委員会での分科会委員長報告 → 締めくくり総括質疑 → 討論 → 採決

イ) 調査の基本フロー

6月に知事から県政報告書が提示・調査 → 7月に財政の現状説明・調査 → 8月上旬に県政報告書に関する申し入れ → 10月中旬に県政運営方針及び当初予算編成方針の説明・質疑 → 10月下旬に各部の基本的考えの説明・調査 → 12月中旬に各部の予算要求状況の説明・調査 → 12月下旬に予算に関する調査結果の中間報告 → 3月予算審査

② 決算審査

審査は単に財務事務の適正性を確認するだけでなく、事務事業の成果を評価し、その結果を当該年度の予算執行や翌年度の予算編成に反映させていくフローが基本となるが、これまでに確認してきた主要事項は次のとおりである。

ア) 事前に作成した事務事業評価に基づき行うこと。

イ) 先進事例からは、事務事業数は、20以上50未満程度が想定される。

ウ) 決算の審査及び認定は、9月定例会の会期中に行うこと。

エ) 審査結果は、次年度の予算に反映されるよう、議会みずからが附帯決議を行うなどして政策提言事項として機関決定するとともに、執行機関へ提言するよう努めること。

【検討課題：決算の審査方法】

ア) 事務事業評価の評価主体は、会派（多摩市議会）や各分科会（茅ヶ崎市議会）などの先進事例があるが、今後の全体の制度設計の中で検討の必要がある。

イ) 事務事業評価の方法については、A 議会独自の事務事業評価を行う方法、B 執行機関の行政評価を踏まえた評価を行う方法などが考えられるが、その時点の状況も踏まえて、検討する必要がある。

(5) 説明員の出席について

地方自治法第121条（説明員の出席）、議会基本条例第12条（議員間討議）を踏まえ、当局の説明員の出席については、議案審査等の必要最小限にとどめ、議員間討議を中心とした運営を念頭に、今後の制度設計を行う必要がある。

(6) 予算決算常任委員会の設置に向けた対応方針

① 平成24年度からの設置・運営を目途にする。

② 平成23年度は議会運営委員会で制度の詳細設計を協議・検討するとともに、並行して執行機関との十分な調整・協議を行う。

③ 平成23年度の決算審査は現行の特別委員会で行うこととなるが、試行として9月定例会中に審査を行えるよう併せて調整を行う。

2 会期のあり方について

会期のあり方については、三重県議会の2会期制を事例として、訪問調査及び参考

文献輪読を行い、会期の見直しによるメリット・デメリットや実施後の成果等について一定の調査研究を行った。なお、会期の見直しは、それ自体が目的ではなく、予算決算常任委員会も含めた議会活動を制度的に担保するための条件整備の一環と考えられることから、今後とも引き続き、調査研究していくことが必要である。

Ⅱ 政策討論会第1分科会の申し送り事項（平成23年2月15日・政策討論会全体会で決定）

1 本市財政の持続可能性について

(1) 今後の議会としての基本的な対応方向

① 今般の財政分析フレームの継続的な活用

今般、小西教授から御教示いただいた財政分析の4視点及び各指標については、毎年度、決算審査前に決算統計を活用して算定し、大枠での分析を行うなどして、毎年度、議会による価値尺度（ものさし）で、会津若松市の財政の持続可能性を分析・評価・公表することが考えられる。

【対応イメージ】

8月 財政指標の算定を踏まえた財政の持続可能性の分析・評価

9月 決算審査への活用（想定：議運で研究・検討中の予算決算常任委員会）

10月 政策討論会・全体会への報告、執行機関への提言等

11月 市民との意見交換会への説明・報告

② 財政分析フレームの精緻化及び具体的分析・評価への発展

ア) 都市計画税を賦課していないことによる将来負担額及び将来負担率への影響

イ) 債務の範囲の変化（地方債から将来負担額への拡張）による債務償還年限及び償還年数との相互関係の分析

ウ) 地域経済動向等を踏まえた地方税や償還財源のシュミレーション

③ 財政分析と並行した政策分析

貸借対照表を活用した資産の老朽化度などの政策分析など

④ 財政分析と並行した自治基本条例や財務条例の研究・検討

現在の良好な財政フレームを維持するためには、財政民主主義をより機能させる仕組みづくりが重要であることに鑑み、財政分析の継続と並行して、自治基本条例やその関連条例としての財務条例を相互に関連付けながら、研究・検討していくことが考えられる。

Ⅲ 政策討論会第2分科会の申し送り事項（平成23年2月15日・政策討論会全体会で決定）

1 今後の取り組みについて

分科会では今般、「地域環境の保全」をテーマに調査研究を進め、その成果として次のとおり提言に至ったわけであるが、ほかの3つのテーマ「高齢社会及び少子化社

会における社会保障サービスとその負担のあり方」「教育・学習環境の整備」「防災などの地域の諸課題に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築」についても、順次検討を継続していくものとする。

2 ごみの減量化の提言について（参考）

持続可能な地域環境を確立し、次代を担う子供たちに美しいふるさと会津を残していくため、環境にやさしい循環型社会への転換が求められている今、ごみ減量化を推進するために、その意義や目的、推進のためのさまざまな手法や効果等について市民と共通の意識を持ちながら推進していけるよう以下の点について提言するものである。

(1) ごみ減量化に向けた意識啓発の充実・強化

① 分別収集の周知・徹底を促進すること

少しの手間で大きな効果を得られやすい生ごみの水切り徹底やたい肥化の推進、雑がみの分別徹底など、ごみの分別方法はもちろん、その意義や目的など根本的な部分も含めて市民へ周知、徹底を図ることが必要である。その周知方法としては、出前講座など直接対面形式で行う双方向型の情報提供に積極的に取り組む必要がある。

② 環境教育の充実・強化を図ること

ごみ問題を既存の行政の枠組みの中だけでなく全庁的な問題としてとらえ、市民一人ひとりが自発的かつ継続的に実践したり、大人と子供が相互に協力しあいながら取り組めたりするような環境教育のあり方を構築、推進していく必要がある。

③ 組織横断的な取り組みの推進を図ること

ごみ減量化に取り組む組織体制として、子供たちへの教育であれば教育委員会との連携が、高齢者や障がい者のごみ問題であれば健康福祉部との連携が必須である。担当部署だけの限定的な取り組みはもはや限界であり、全庁横断的な取り組みとして推進することが必要である。

④ 5Rの実践を普及すること

リフューズ（断る）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リペア（直す）、リサイクル（再資源化）の5Rの実践を市民に広く普及、推進していくことが必要である。特にごみは発生さないことが第一であることから、マイバック・マイ箸運動や食事を食べ残さないなどリフューズ、リデュースを支える行動を積極的かつ重点的に推進していくことが必要である。

⑤ インセンティブ等を効果的に付与すること

ごみの減量化の取り組みに対してインセンティブを効果的に付与するしくみをつくり、市民が減量化に取り組むやすい土壌の形成を図る必要がある。

⑥ 協働による取り組みを推進すること

市民・行政・事業者・NPOなどが連携してそれぞれ役割分担し、共通の意識のもと、協働によるごみ減量化の推進に取り組んでいくことが重要であり、必要である。

⑦ 情報の積極的な公開を図ること

本市が抱えるごみをめぐる問題について、その費用も含めて詳細かつ積極的に市民へ公表し、説明責任を果たしながら市民のごみに対する意識の高揚を図ることが必要である。

(2) ごみの有料化についての継続的な調査研究

ごみの有料化については、全国において半数以上の自治体が導入しその効果が実証されているものの、本市においては経済状況の悪化やごみの排出量が減少しているなどから時期尚早との判断に至った。しかしながら、会津若松地方広域市町村圏整備組合における焼却施設の更新をはじめ新たな最終処分場の確保など、100億円を超える巨額の建設費用（ごみ焼却処理施設及び最終処分場の建設費）を要するごみ処理施設整備問題を抱える本市にとって、ごみの減量化とごみ処理経費の削減は喫緊の課題であり、費用対効果の面から考えてもごみの有料化は避けては通れない問題である。よってごみの有料化については、経済状況等を十分に踏まえながら、ごみの減量化によって生み出された削減費用を施設整備のために基金化することも含め、導入時期や導入手法等も含めて継続的に調査研究を進めていくべきと考える。

IV 政策討論会第3分科会の申し送り事項（平成23年2月15日・政策討論会全体会で決定）

1 今後の取り組みについて

分科会の最終報告では、政策課題の解決に向け、条例を立案することも視野に政策づくりを行うことに言及している。大きな考え方の枠組みは一定程度の集約が図られてきたと考えているが、地場産業を活性化させる具体策、地域マネージャーの育成やイノベーションをつくる政策的な支援等、個別具体的な課題についてさらに政策研究を進める必要もある。また、産業別懇談会において分科会の考えを示し、意見交換を行うことや立法事実を検証することなど、政策立案に向けての課題もあることから、継続的な政策研究を行っていく必要があるものと整理した。

2 政策研究のまとめについて（参考）

次の(1)、(2)、(3)が政策研究の骨格となり、その議論の詳細については、最終報告書「第2章 政策討論会第3分科会の政策研究の最終報告」のとおりである。

- (1) 開発対象としての地域から持続可能な地域づくりへ政策的な方向付けをすること
持続可能性のある地域経済をつくりだすためには、地域が主体となって住民の一人ひとりが輝くことができることを目指した、地域社会を意識的に再生産する活動

である「地域づくり」に地域政策を変えていく必要がある。地域資源を利活用した産業に着目し、内発的地域産業振興の取り組みによる持続可能な地域産業構造をみずからの手によって作り出し、必要な雇用と所得を確保することが必要である。

(2) 政策に基づく計画的な行政運営と市民参加が必要であること

地域の厳しい社会経済情勢の中で、あるべき姿へ産業全体の育成を行い、活力を取り戻していくためには、住民参加の視点や全体最適性の視点を取り入れながら、政策に基づく計画的な行政運営を行う必要がある。そのために必要な処置が図られるよう条例の制定による法的拘束力を伴う仕組みづくりを行うことも、政策的な選択の一つとして考えることができる。

(3) 内発的産業振興により地域内再投資能力を育てるため、次の①から④までの取り組みを行う必要があること

① 域際収支の理論に基づく内発的地域産業振興を推進すること

地域は、構造的に収支赤字になる産業経済の仕組みにある。この地域産業経済構造を変えていく必要がある。域際収支の理論の枠組みを用いて、移入代替、移出財再移入の防止、移出代替、地場産業の再検討の4つの視点から、内発的地域産業振興を推進する実効性のある政策展開を図る必要がある。

② 重層的なネットワークをつくるなど社会関係資本を築くこと

重層的で密接なネットワークの構築がなければ、互いに連携することによって成立する地域産業連関を高め、付加価値や地域財を滞留させる仕組みはつくりあげることができない。地域の人と人、組織と組織が多様に結びつきあうネットワークづくりは重要な社会的な資源である。これは、いわゆる社会関係資本をつくることであり、地域の産業経済にとって重要な政策になると考える。また、ネットワークの起点・支点となる交流の場の必要性を提唱し、新しい行政の役割として、地域のネットワークをつなげる媒介としての役割を考える。

③ 地域マネージャーを系統的に育成する仕組みづくりを行うこと

重層的なネットワークをつくるために地域において民間交流を活性化すれば、行政が関与しない活動、フォローアップできない活動が増加することにつながる。このリーダーシップをとり、けん引や調整を行う地域マネージャーの役割を担う人材が求められる。地域において、地域マネージャーを系統的に育成する仕組みづくりが必要であり、大学やシンクタンク・研究機関との連携が必要である。

④ イノベーションをつくる政策的な支援を行うこと

内発的地域産業振興に取り組む上で、民間企業は幾重もの経営に関する壁を解決しなければならない。そこで、想定されるのが、政策的な支援である。民間企業が抱える課題として、考えられるのが、A 企画、B 財源、C 人材、D マーケティング、E 販売網等に関することであると想定される。このような民間企業が技術開発から事業化、販路開拓など新事業・新産業の創出を促進するそれぞ

れの段階に応じ、適切な支援を受けられる政策的な支援のプラットフォームが必要になると考えられる。

V 政策討論会第4分科会の申し送り事項（平成23年2月15日・政策討論会全体会で決定）

1 いっ水対策について

分科会では、研究成果の実現のため、市長に対し提言すべき事項をこれまでの段階で次のとおり集約したところであるが、計画の策定や事業の進捗よくに合わせ、今後とも本市議会としての政策研究を引き続き行っていくこととする。

(1) 排水依存の政策から総合的政策への転換

ゲリラ豪雨の増加傾向が続く現状にあっては、雨水幹線整備や水路改修などの排水対策だけでは不十分であり、排水依存の政策から貯留や浸透などの各種対策を含めた総合的政策に転換する必要がある。

(2) 地域住民との協働の重要性

いっ水対策を進めるに当たっては、実際に被害を受けている地域住民の意見や要望などを十分に聴取し、情報の共有を含めて住民との協働によるいっ水対策を丁寧に進める必要がある。

(3) 市内横断的な整備の推進

市の縦割り組織では、いっ水被害を防ぐことは極めて困難な状況であり、雨水貯留タンクや地下浸透ます等の整備拡大など、単独組織に偏ることなく、組織の垣根を越えた市内横断的な最善の策を進める必要がある。

(4) いっ水対策の公共施設での率先導入

雨水貯水や地下浸透などの時間差流下の手法や雨水利用については、民間における導入促進を図る前に、新設する公共施設でそのシステムを採用・検証し、行政みずからがその効果を市民に周知する必要がある。また、既存施設の改築にあっても、雨水貯水や地下浸透、雨水利用などを十分に活用する必要がある。なお、その際の設備等については、本市が積雪寒冷地であることを考慮し、凍結などに耐えられる仕様とする必要がある。

(5) 助成等による政策誘導の実施

前記(4)の時間差流下の検証結果に基づき、市民に対して雨水貯留や地下浸透、雨水利用などに理解と協力を求め、必要に応じて助成等により政策的に誘導することが必要である。また、民間事業者が整備する駐車場やビルの陸屋根などを有効に活用し、時間差流下に供する施設や設備の工夫が求められるが、事業者みずからが対応できるよう、助成等で政策的に誘導しながら、協力を得ていくことも必要である。

(6) 開発許可の行政指導に基づく対策

民間事業者への開発許可や建築指導にあっては、時間差流下の考え方に基づく開発などの行政指導を行う必要がある。

(7) 雨水に対する関心高揚への働きかけ

雨水ますなどによる地下水かん養の成果を生かし、市民が雨水利用に関心を深められるよう、水の循環に関する啓発にも努める必要がある。

(8) (仮称) 総合治水対策基本計画の策定

以上の(1)から(7)までの7つの事項を具現化するため、その考えを盛り込んだ(仮称) 総合治水対策基本計画を策定する必要がある。その策定の際には、市民の広範な意見が十分反映されるよう努める必要がある。

2 市営住宅について

今後予定される公営住宅基本計画の見直しや城前団地建替計画の策定に向け、分科会では、市長に対し提言すべき事項をこれまでの段階で次のとおり集約したところであるが、計画の見直しや事業の進ちよくに合わせ、今後とも本市議会としての政策研究を引き続き行っていくこととする。

(1) 関係当事者の意見聴取

住宅の建て替えに当たっては、計画策定の早い段階から地域性を生かしたさまざまな手法を用い、入居者の意見や要望などを丁寧に取り入れ、生活空間としての整備を図る必要がある。その建て替えの際には、入居者ができるだけ1回の引っ越しで済むような工区の設定を行うなどの配慮も必要である。

(2) 市内横断的な整備の推進

市営住宅の建設は、単に建物の建築だけの事業ではなく、地域づくりという大きな命題がある。したがって、基本コンセプトを作成する段階から、単独組織に偏ることなく、組織の垣根を越えて市内横断的に住民にとっての最良の策を検討する必要がある。その検討によって、市営住宅が地域づくりの核となれるよう、公園や福祉施設、集会所などとの一体的な面的整備に努める必要がある。

(3) 無縁社会を防止する多世代居住の促進

近年、地域とのかかわりを持たない人が増加している中で、市営住宅には一人暮らしの高齢者が多く入居するなどの課題も多い。入居者一人ひとりが孤立化することなく、地域の中で日常的に、そして世代を超えて住民間の交流が生まれるよう、ハード・ソフト両面の環境づくりに配慮する必要がある。また、住宅全体が一斉に高齢化を迎え、互助の精神が発揮できなくならないよう、幅広い世代が居住できる施設整備を段階的に進める必要がある。なお、その前提としては、家族構成の変化を見据えながら、入居者の住み替えを促進できる施設整備の考え方も必要である。

(4) ユニバーサルデザインでの整備

ユニバーサルデザインの理念に基づき、入居者のみならず、だれにとってもやさしい設計に充分配慮する必要がある。その設計の際には、入居者の意見などを聴取

し、具体的な入居者像を想定・分析する必要がある。

(5) 歴史的な地域特性の反映

町並みのアメニティーと個性を育てる視点は、魅力的な居住環境をつくり、生活にゆとりや美しさ、活気を与える。このことから、住宅の立地する地域の歴史的な特性を理解し、計画に反映させることが必要である。

(6) 環境にも配慮したいっ水対策の積極的な導入

市営住宅の新設や改修に当たっては、特に下流部に対してのいっ水防止の観点から市民の模範となるよう、前記「1 いっ水対策について」でまとめた8つの提言すべき事項に加え、透水性舗装や環境緑化に供する施設なども整備し、可能な限り大規模にいっ水対策を推進する必要がある。

(7) ライフサイクルコストに基づく運用

整備が完了した市営住宅に対しては、適切な維持管理に努め、その都度、施設の長寿命化に向けた定期的な補修を行う必要がある。なお、建物を企画、建設、維持管理、解体までのライフサイクルコストを推計の上、スケルトン・インフィルの手法を用いるなどして運用する必要がある。

(8) 計画見直しへの提言の反映

以上の4の(1)から(7)までの7つの事項について、今後見直しが予定されている公営住宅基本計画や城前団地建替計画に十分反映させる必要がある。

VI 議会制度検討委員会の申し送り事項（平成22年12月2日・政策討論会全体会で決定）

1 今後の取り組み方向について

第1は、地域民主主義の実現に向け、今後とも議会基本条例を踏まえ、市民との意見交換を行い、議員間で討議し、議会として意思を決定・提示することを通じて、行政改革、さらには市政発展を実現することを志向し、かつ、永続的に取り組んでいくことである。

第2は、第1で宣言した議会改革を進めることと並行して、議員報酬・議員定数の根拠となる議員活動の範囲・量や議会機能の維持・向上策等について、より多くの市民の皆さんのご理解が得られるよう、議会活動や議員活動の「見える化」を進めることが求められる。この見える化については、最終報告案でも、今後の課題として北海道福島町議会のような議員評価システムや議員白書的なものの検討に言及しているが、最終報告のマニフェスト的意義を踏まえ、より具体的課題として認識し、位置付けていくことが必要と考えられる。

第3は、市民の方々への説明と意見交換の場の拡充である。これまでの約2年間で計5回開催してきた市民との意見交換会（地区別）については、議会基本条例によって新たに築かれた市民と議会とをつなぐ正式な回路であり、今般のテーマの検討に当たっても、政策形成サイクルの起点としての問題発見に始まり、その後の問題分析、

政策立案・決定の各段階で開催することで、市民に皆さんから貴重なご意見をいただくことができた。このことは政策形成サイクルの具体的な実践としても意義のある取り組みと評価することができるが、一方で、意見交換会は参加者の数・属性の点で課題も抱えているところである。そこで今後はその補完機能として、より多様な層の多くの市民の皆さんが参加し、意見交換ができる場の創出、例えば、議員活動・議員報酬・議員定数のほか、政策討論会各分科会で取り組み、検討している政策テーマや地域の課題などをテーマとしたフォーラムやシンポジウムなどの開催を考えることも必要である。

第4に、議員報酬・議員定数に係る第三者機関の必要性である。今回の検討に当たって、市民委員2人を議会制度検討委員会に加えてきたところであるが、これはあくまで議会内会議への市民参加であり、第三者機関ではない。先進の自治体議会では議会の附属機関で議員報酬を検討する方向性を模索しており、議会基本条例第7条（附属機関の設置）も踏まえ、その活用について研究することも必要と考えられる。

以上、今後の取り組み方向として考えられる課題を挙げたが、今回の最終報告はあくまでもゴールではなく、議会活動・議員活動・議員報酬・議員定数について、今後とも、市民と一緒に継続して考え、検討していくためのスタートとしての意義を有するものである。

今般の最終報告によって、会津若松市議会がさらに改革を進め、進化を続けていくとともに、そのような姿をよりわかりやすく説明し、市民の皆さんとの情報共有を通じて、会津若松市における地域民主主義を実現し、市勢の発展と市民福祉の向上につながっていくことを念願するものである。

VII 広報広聴委員会の申し送り事項（平成23年2月24日・広報広聴委員会で決定）

1 これまでの広報広聴委員会活動の歩みについて

平成20年6月に制定された会津若松市議会基本条例に基づき設置された広報広聴委員会のこれまでの開催状況は、別紙「広報広聴委員会の歩み」のとおりである。

2 これまでの広報広聴委員会の活動内容の検証について

広報広聴委員会が所管する事務のうち、(1)市民との意見交換会の企画立案に関すること、(2)議会広報紙の編集に関することについて、これまでの活動内容を検証したものである。

(1) 市民との意見交換会の企画立案に関すること

① 意見交換会の開催の継続

地区別意見交換会については、これまで6回開催し、市民からは「実施してよかった」「このような取り組みは、これからも続けてほしい」などの肯定的な意見をいただいた。

地区別意見交換会終了後の広報広聴委員会（運営総括会議）の中でも、意見交換会参加者（市民）から「政策形成サイクルを回していく上で有用な意見を聴くことができた」「議会としてのまとまりがでてきた」「議員間の垣根が低くなった」など結果として意見交換会は開催してよかったとの意見があった。

一方、分野別意見交換会については4回開催したが、いずれも関係団体からの申し込みによる開催であったが、団体からは「意見交換の場を設けていただきありがたかった」との感想をいただいた。

これまでの意見交換会の開催状況を踏まえながら、広報広聴委員会としては、意見交換会は新たな議会構成となっても、これからも継続して行っていくことで確認（平成23年1月19日）をしたところである。

② 地区別意見交換会の運営

地区別意見交換会の運営については、「会津若松市議会市民との意見交換会開催要領」にある班編成、対象地区、開催回数、周知方法等を検証したところ、概ね現状のとおりとすることで確認した。

なお、地区の分類については、世帯数、位置関係を勘案し、別表1のとおりとすること、開催回数については、現要領では、1地区当たり前期1回、後期2回となっているが、これまでの開催実績より、前期は5月、後期は11月開催とすることで確認した。

また、これまでの反省点としてあげられている「参加者数の少なさ」「参加者の属性のかたより」「テーマ内容の設定」は、次期の広報広聴委員会でさらなる研究・検討すべき課題として申し送ることを確認（平成23年1月19日）した。

③ 分野別意見交換会の運営

分野別意見交換会の開催趣旨については、市民との意見交換会開催要領を再確認したところであるが、分野別意見交換会の活性化に向けた運営のあり方について、次期広報広聴委員会での検討すべき課題として申し送ることを確認（平成23年2月24日）した。

(2) 議会広報紙の編集に関すること

① 検討事項

以下の点について、次期広報広聴委員会に申し送ることを確認（平成23年1月19日）した。

- 一般質問の掲載のあり方などの課題（掲載順序、掲載項目、その他の質問項目などの扱い）の検討を進めること。

広報広聴委員会の歩み（平成20年6月25日～）

年度	回	年 月 日	主 な 検 討 内 容	備 考
平成20年度広報広聴委員会としては17回開催	1	平成20年6月25日	・正委員長、副委員長の互選 ・8/1号広報議会の編集作業 ・第1回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	2	平成20年7月1日	・8/1号広報議会の編集作業 ・第1回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※7/1開催要領決定
	3	平成20年7月8日	・8/1号広報議会の編集作業	
	4	平成20年7月17日	・8/1号広報議会の編集作業 ・第1回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※広報議会原稿最終確認
	5	平成20年9月4日	・第1回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査 ・11/1号広報議会編集方針等	※各班代表者同席
	6	平成20年9月18日	・分野別意見交換会の実施についての検討 ・11/1号広報議会掲載内容検討 ・第1回市民との意見交換会結果の精査等	※議長報告
	7	平成20年9月26日	・分野別意見交換会（幼稚園、保育所）の実施結果 ・11/1号広報議会の掲載内容検討 ・第1回市民との意見交換会結果の精査等	※HP掲載へ
	8	平成20年10月7日	・11/1号広報議会の編集作業	
	9	平成20年10月20日	・11/1号広報議会の編集作業	※広報議会原稿最終確認
	10	平成20年12月4日	・2/1号広報議会編集方針等 ・第2回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	11	平成20年12月18日	・2/1号広報議会掲載内容検討 ・第2回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	12	平成21年1月14日	・2/1号広報議会の編集作業 ・第2回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	13	平成21年1月20日	・2/1号広報議会の編集作業 ・第2回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※広報議会原稿最終確認
	14	平成21年2月17日	・第2回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※各班代表者同席 ※議長報告
	15	平成21年2月26日	・5/1号広報議会編集方針等 ・第2回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査 ・第3回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※HP掲載へ
	16	平成21年3月23日	・5/1号広報議会掲載内容検討 ・第2回市民との意見交換会事後処理事項 ・第3回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	17	平成21年3月30日	・5/1号広報議会発注原稿確認 ・第3回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	18	平成21年4月13日	・5/1号広報議会の編集作業 ・第3回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	19	平成21年4月20日	・5/1号広報議会の編集作業 ・第3回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※広報議会原稿最終確認
	20	平成21年5月29日	・正委員長、副委員長の互選 ・8/1号広報議会編集方針等 ・第3回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※議長報告
	21	平成21年6月11日	・8/1号広報議会編集方針等 ・第3回市民との意見交換会事後処理、次回以降の新しい班編成	
	22	平成21年6月24日	・8/1号広報議会発注原稿の確認等 ・第3回市民との意見交換会事後処理、ホームページ掲載、班編成等	※HP掲載へ

広報広聴委員会の歩み（平成20年6月25日～）

年度	回	年 月 日	主 な 検 討 内 容	備 考
平成21年度は22回開催	23	平成21年7月10日	・8/1号広報議会の編集作業 ・市民との意見交換会事後処理 ・次回用市民との意見交換会資料、新しい班編成等	
	24	平成21年7月16日	・8/1号広報議会の編集作業 ・次回用市民との意見交換会資料、新しい班編成等 ・分野別意見交換会の実施についての検討	※広報議会原稿 最終確認
	25	平成21年7月23日	・新しい班編成等 ・市民との意見交換会事後処理	
	26	平成21年8月11日	・分野別意見交換会の実施についての検討 ・第4回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	27	平成21年9月3日	・分野別意見交換会（障がい者地域自立支援協議会）の実施結果 ・11/1号広報議会編集方針等 ・第4回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・市民からの手紙への対応	
	28	平成21年9月16日	・分野別意見交換会（障がい者地域自立支援協議会）の実施結果 ・11/1号広報議会発注原稿の確認等 ・第4回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・市民からの手紙への対応	※議長報告
	29	平成21年10月9日	・11/1号広報議会の編集作業 ・第4回用市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・分野別意見交換会の実施についての検討	
	30	平成21年10月16日	・11/1号広報議会の編集作業 ・第4回用市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・分野別意見交換会の実施についての検討	※広報議会原稿 最終確認
	31	平成21年11月19日	・第4回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査 ・分野別意見交換会の実施についての検討	※各班代表者同席
	32	平成21年11月26日	・第4回市民との意見交換会開催結果内容精査 ・分野別意見交換会（障害者の明日を考える会）の実施結果	※議長報告
	33	平成21年12月3日	・2/1号広報議会編集方針等 ・市民との意見交換会事後処理 ・ホームページ掲載内容確認	※HP掲載へ
	34	平成21年12月17日	・2/1号広報議会発注原稿の確認等 ・市民との意見交換会事後処理	
	35	平成22年1月14日	・2/1号広報議会の編集作業	
	36	平成22年1月21日	・2/1号広報議会の編集作業	※広報議会原稿 最終確認
	37	平成22年2月4日	・分野別意見交換会の実施についての検討	
	38	平成22年2月25日	・分野別意見交換会（会津・図書館を考える会）の実施結果 ・5/1号広報議会編集方針等 ・第5回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・市民からの手紙への対応	
	39	平成22年3月24日	・5/1号広報議会発注原稿の確認等 ・第5回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	40	平成22年4月14日	・5/1号広報議会の編集作業 ・第5回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	41	平成22年4月20日	・5/1号広報議会の編集作業 ・第5回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	※広報議会原稿 最終確認
	42	平成22年6月3日	・第5回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※各班代表者同席 ※議長報告

広報広聴委員会の歩み（平成20年6月25日～）

年度	回	年 月 日	主 な 検 討 内 容	備 考
平成22年度は21回予定	43	平成22年6月10日	・ 8/1号広報議会編集方針等 ・ 第5回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	
	44	平成22年6月29日	・ 8/1号広報議会発注原稿の確認等 ・ 第5回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※HP掲載へ
	45	平成22年7月12日	・ 8/1号広報議会の編集作業	
	46	平成22年7月20日	・ 8/1号広報議会の編集作業 ・ 今後の市民との意見交換会の運営	※広報議会原稿 最終確認
	47	平成22年8月12日	・ 第6回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・ 行政視察の受入対応	
	48	平成22年9月2日	・ 11/1号広報議会編集方針等 ・ 第6回市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	49	平成22年9月15日	・ 11/1号広報議会発注原稿の確認等 ・ 第6回用市民との意見交換会開催に向けた内容の検討	
	50	平成22年10月12日	・ 11/1号広報議会の編集作業 ・ 第6回用市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・ 分野別意見交換会の実施についての検討	※議長報告
	51	平成22年10月19日	・ 11/1号広報議会の編集作業 ・ 第6回用市民との意見交換会開催に向けた内容の検討 ・ 分野別意見交換会の実施についての検討	※広報議会原稿 最終確認
	52	平成22年11月18日	・ 第6回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※各班代表者同席
	53	平成22年11月25日	・ 第6回市民との意見交換会開催結果報告、内容精査	※議長報告
	54	平成22年12月2日	・ 2/1号広報議会編集方針等 ・ 第6回用市民との意見交換会事後処理 ・ ホームページ掲載内容確認	
	55	平成22年12月16日	・ 2/1号広報議会発注原稿の確認等 ・ 第6回用市民との意見交換会事後処理	
	56	平成23年1月13日	・ 2/1号広報議会の編集作業 ・ これまでの広報広聴委員会活動内容	※HP掲載へ
	57	平成23年1月19日	・ 2/1号広報議会の編集作業 ・ これまでの広報広聴委員会活動内容と今後の活動に向けての検討	※広報議会原稿 最終確認
	58	平成23年2月24日	・ 5/1号広報議会編集方針等 ・ これまでの広報広聴委員会活動内容と今後の活動に向けての検討	
	59	(予定) 平成23年3月24日	(予定) ・ 5/1号広報議会掲載内容の検討	
	60	(予定) 平成23年3月30日	(予定) ・ 5/1号広報議会発注原稿の確認等	

●あいつわかまつ広報議会編集実績

広報広聴委員会としては、平成20年8月1号（No.150）から平成23年2月1号（No.160）までの編集に携わった。

この間、紙面改革（特集記事の掲載等）を通し、市民への説明責任を果たすとともに、市民との意見交換会での説明資料としても活用してきた。

●市民との意見交換会開催実績

市民との意見交換会（地区別、分野別の開催実績は以下のとおりである。

1.地区別意見交換会

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
時 期	平成20年8月	平成21年2月	平成21年5月	平成21年11月	平成22年5月	平成22年11月	
参加人数	294人	247人	293人	163人	222人	183人	
頂戴意見数	215意見等	263意見等	238意見等	235意見等	239意見等	276意見等	
内 容							
議会報告	議会審議の経過・結果	6月定例会報告	12月定例会報告	2月定例会報告	9月定例会報告	2月定例会報告	9月定例会報告
	議会改革政策形成サイクル	議会基本条例及び政治倫理条例の制定による議会改革のスタート	①設定した10課題 ②政策討論会・全体会と分科会 ③議会制度検討委員会	①意見交換会と政策討論会の関係 ②政策討論会の進ちよく	①議会制度検討委員会の進ちよく ②政策討論会分科会の進ちよく	①分野別意見交換会の報告 ②議会制度検討委員会の進ちよく	①分野別意見交換会の報告 ②議会制度検討委員会の報告
意見交換	市政（政策課題）	—	①水道事業の第三者委託について	—	①鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想素案への監視・対案について	—	—
	議会運営	①議会基本条例について ②議員政治倫理条例について	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（検討フレーム・手順の報告）	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（現状等の報告）	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの提示）	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬の仮説モデルの修正）	①議会・議員活動と報酬・定数のあり方（議員活動・報酬・定数等の仮説モデルの最終報告）

2.分野別意見交換会

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催月日	平成20年9月25日	平成21年8月25日	平成21年11月20日	平成22年2月17日
対象	幼稚園協会・保育協会	障害者自立支援協議会	障害者の明日を考える会	会津・図書館を考える会
開始趣旨	関係者との意見交換、現地視察等を通じ、幼稚園・保育園の現状を把握する。	地域に生活する障がい者と家族の方々との意見交換を通じ、生活や就業など、障がい者の現状を把握・理解する。	障害者を支援する団体である障害者の明日を考える会との意見交換を通じ、障がい者の日常生活における現状について理解を深める。	会津・図書館を考える会との意見交換を通じ、平成22年2月開館予定の生涯学習施設における図書館の果たす役割について理解を深める。
議会の対応主体	議員全員	議員全員	議員全員	議員全員

平成 23 年 6 月 9 日

会津若松市議会議長 田 澤 豊 彦 様

議会運営委員会委員長 渡 部 誠一郎

次期の議会への申し送りについて（依頼）

標記の件につきまして、平成 23 年 6 月 3 日に本委員会が次期の議会へ申し送るべき追加事項を下記のとおり機関決定しましたので、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

なお、下記事項に関する詳細を記載しました裏面資料（一般質問に対する答弁方法について）を添付いたしますので、あわせて申し送りくださいますようお願いいたします。

記

1 一般質問への答弁方法について

- (1) 議会が「公開の討論の場」であるという基本認識に立ち返り、議員はもとより、傍聴する市民にもわかりやすい答弁となるよう市長に対して不断の努力を要請する。ここにおけるわかりやすい答弁の方法とは、具体的には平成 16 年 9 月定例会時点の答弁方法、つまり最初の答弁者に部長等を加えない答弁方法である。

一般質問に対する答弁方法について

1 背景

現在行われている一般質問への答弁方法については、旧北会津村との合併に際して平成 16 年 10 月、「一般質問（12 月を除く個人質問）日数を 1 日増やしたい」と議長から市長に対して文書で申し入れを行ったところ、逆に「最初の答弁者に部長等を加えたい」と市長から議長に対して文書で申し出があり、これを受けて議会運営委員会では、申し出のあった答弁方法を 16 年 12 月定例会から試行し、支障があればその都度調整する条件で了承した経過にある。

その後、19 年 4 月の改選後も、上記の答弁方法を継続してきたところであるが、21 年 12 月定例会の一般質問において、質問事項を細分化して組織順に答弁したため、どの質問事項に対して答弁しているのかがわかりにくい極端な事例が発生したため、議会運営委員会の総括の中でこの事例については問題であるとの指摘がなされた。このとき以来、毎定例会で同様の事例が発生したため、総括の中で毎回指摘がなされ、質問者はもとより傍聴者にもわかりやすい答弁となるよう、議会側から市長側にその都度口頭で要請を行ってきたところである。

この度重なる総括の中では、市長側の努力の形跡は認めつつも、「平成 16 年 9 月定例会時点の答弁方法に戻すべき」との意見があり、一般質問に対する答弁のあり方について、改めて市長側との協議が必要となってきた。

2 対応案

これまでも定例会の総括で協議された内容のうち、特に改善等の要請が必要な事項については、議会側から市長側に対して口頭で要請を行ってきており、一定程度の改善等が図られたところである。しかしながら、一般質問に対する答弁方法については、市長側の努力の形跡は見られるものの、基本的な認識の相違からか、議会側の要求する水準までには大きな離れがあり、平行線が続いている状態にある。

以上のことから、一般質問への答弁方法については、次期の議会において改善されることを期待し、平成 23 年 2 月 18 日に議会運営委員会で決定した申し送り事項にあわせ、次の 1 事項を追加することを今般提案しようとするものである。

☆ 一般質問への答弁方法について

- ・ 議会が「公開の討論の場」という基本認識に立ち返り、議員はもとより、傍聴する市民にもわかりやすい答弁となるよう市長に対して不断の努力を要請する。ここにおけるわかりやすい答弁の方法とは、具体的には平成 16 年 9 月定例会時点の答弁方法、つまり最初の答弁者に部長等を加えない答弁方法である。